

公表第9号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長、久留米市企業管理者、久留米市教育委員会教育長及び久留米市高良内財産区管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年6月1日

久留米市監査委員	山口文刀
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	佐藤晶二
久留米市監査委員	石井俊一

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：令和3年度

部局名：商工観光労働部

		指摘事項等	措置状況等
意見	事務監査	<p>本市は、アジアへの玄関口・福岡という地の利と九州各地への優れたアクセスというメリットを生かし、外国人観光客や海外交流人口の拡大と経済のグローバル化の推進が期待できる。その戦略を立案し、情報発信と受入れ環境の整備を進めることが求められる。</p> <p>市や議会、関係者がタイ、台湾を訪問し、海外観光プロモーションを行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響でインバウンド事業は令和2年2月以降、事業の多くを見送り、今後のビジョンを描けていない。しかし、新しい戦略を考えるタイミングではないか。</p> <p>本市は中国安徽省合肥市、米国カリフォルニア州モデスト市の両市と友好姉妹都市を結び、教育、文化、スポーツなどの分野で交流を深めてきた。東京2020オリンピック・パラリンピック大会を契機に、ケニア、カザフスタンと交流機会を得た。事前キャンプ受入れを行ったケニアとは、選手団と本市小学生が文化や食事などについてオンライン交流を行うなど関係を深めた。これらの海外交流実績は貴重な財産であろう。これまでの事業を総括検証し、ポストコロナ時代のインバウンド戦略を描かれない。</p>	<p>本市では、平成27年度に策定した「久留米市観光・MICE戦略プラン」において「ほとめきあふれるインバウンド観光の推進」を基本方針に掲げ、様々な施策を展開してきました。そして、令和5年3月、アフターコロナ期の観光振興に向けて策定した次期計画「第2期久留米観光・MICE戦略プラン」でも「インバウンドの推進」を基本方針に掲げ、外国人旅行者に選ばれるまちを目指し、戦略的な誘客強化に取り組むこととしています。</p> <p>国際情勢や新型コロナウイルス感染症等の影響でインバウンドを取り巻く状況は、大きく変化しており、その変化に応じて柔軟に方向性を修正しながら、対応していくことが重要だと考えています。そこで、今後は、訪日状況やニーズの変化を踏まえ、本市の観光資源に合わせてターゲット国を設定した上で、情報発信の方法を変えるなど、効果的な誘客に取り組んでいくこととしています。</p> <p>また、コロナ前のインバウンド誘致実績や、青少年交流、スポーツ交流などで培ったネットワークについても、貴重な財産として活用して、戦略的なインバウンド事業に取り組んでまいります。</p>

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：令和3年度

部局名：上下水道部

		指摘事項等	措置状況等
意見	事務監査	<p>(2) 水道水は、水道法により塩素消毒が義務付けられている。給水栓を出た段階で水道水の残留塩素を0.1mg/L以上保持することが定められており、浄水場や配水場（池）では塩素剤の適正注入を行っている。使用量の少ない末端地域の配水管では水が停滞しがちで、塩素分の低下が生じやすい。その対策として管路末端で捨て水を行っている。</p> <p>豊富な地下水に恵まれている田主丸地区では、地下水利用者が多く、給水整備済み区域内の水道水使用率は29.6%（令和2年度末）に止まっている。推定では、同地域の年間給水量約64.6万m³のうち71.1%に当たる45.9万m³が捨て水になるという事態が生じている（令和2年度実績）。</p> <p>田主丸地区で水道水の使用率が、今後、劇的に増加することは困難と思われる。令和2年度に策定した久留米市上下水道事業経営戦略では、同地区の整備率は令和12年度までに53.0%を目指すことになっているが、見直しが急務である。捨て水については、改善に取り組まれることを望む。</p>	<p>田主丸地区の水道整備については、令和5年度から計画的な配水管整備を一時休止するよう見直しを行いました。</p>